

新潟市水道局告示第7号

夜間及び休日における収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、夜間及び休日における収納事務の業務を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第26条の4第1項の規定により告示します。

平成28年4月1日

新潟市水道事業管理者  
水道局長 井浦 正弘

委 託 場 所		収納事務受託者
新潟市水道局 西蒲営業所当直室	新潟市西蒲区鷺ノ木 1185番地	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター